

県営国民宿舎高千穂荘管理運営事業経営戦略

団 体 名 : 宮 崎 県

事 業 名 : 観 光 施 設 事 業

策 定 日 : 令 和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令 和 7 年 度 ~ 令 和 16 年 度

※複数の施設を有する事業にあつては、施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

1. 事業概要

(1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非 適 用 の 区 分	非適用	事 業 開 始 年 度	昭和40年度
事 業 の 種 類	休養宿泊施設	施 設 名	県営国民宿舎高千穂荘
職 員 数	0 人	※指定管理者制度での管理運営のため職員配置なし。	
事 業 の 内 容	県営国民宿舎高千穂荘の管理運営		
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託	—	
	イ 指定管理者制度	平成18年度から指定管理者制度を導入。これまで指定管理期間は5年とし、第1期(平成18～平成22年度)、第2期(平成23年度～平成27年度)、第3期(平成28年度～令和2年度)まで運営を行ってきた。第4期の指定管理期間について新型コロナウイルス感染症の影響もあり3年(令和3年度～令和5年度)とした。第5期については、5年(令和6年度～令和10年度)としている。	
	ウ PPP・PFI	—	

(2) 料 金 形 態

料 金 の 概 要 ・ 考 え 方	地方自治法第244条の2第8項で定める利用料金制を採用し、施設に係る利用料金は指定管理者の収入としており、公の施設に関する条例に定める基準額を超えない範囲内(上限額以下)で、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて設定。なお、条例で定めている利用料金は、基本的に客室使用料及びこれに準ずるもので、食事代等は指定管理者の別途徴収が可能。	
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	R7.4.1	

(3) 現在の経営状況

年 間 利 用 状 況 ※ 単位を明記すること ※ 過去3年度分を記載	R4	23,861	人	R5	25,284	人	R6	25,383	人
経 常 収 支 比 率 (又は収益的収支比率) ※ 過去3年度分を記載	R4	103.8	%	R5	102.7	%	R6	98.1	%
経 費 回 収 率 ※ 過去3年度分を記載	R4	99.9	%	R5	99.4	%	R6	96.5	%
他 会 計 補 助 金 比 率 ※ 過去3年度分を記載	R4	1.6	%	R5	5.6	%	R6	2.1	%
有 形 固 定 資 産 減 価 償 却 率 ※ 過去3年度分を記載	R4	—	%	R5	—	%	R6	—	%
企 業 債 残 高 対 料 金 収 入 比 率 ※ 過去3年度分を記載	R4	0	%	R5	0	%	R6	0	%
本施設は経常収支比率、経費回収率とも100%近い状況となっている。 近年は、九州中央道の整備やインバウンド需要の増加等により、当施設の利用者も増加している状況であり、令和4～5年度は納付金(営業収益の1/2相当額を県に納付)の納入もあったところである。 一方で施設の老朽化が進んでおり、修繕、更新等のため他会計から一定程度の繰入金があるところである。 指定管理者に対し、更なる営業収益の増加を図るためのサービス向上や支出の改善に向けた指導助言を行っていく。									

2. 将来の事業環境

(1) 周辺観光客数及び宿泊者数の見通し

周辺観光客数の見通しについては、九州中央道の整備や周辺観光地からのアクセス手段の増加等により今後も増加することが見込まれる。 宿泊者数の見通しについては、高千穂町の直近の観光入込客数の伸び率や施設のキャパシティなどを考慮し、令和11年度まで毎年5%程度、また、令和12年度以降は毎年2%程度の伸びと推計。

(2) 料金収入の見通し

地方自治法第244条の2第8項で定める利用料金制を採用し、施設に係る利用料金は指定管理者の収入としており、公の施設に関する条例に定める基準額を超えない範囲内(上限額以下)で、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて設定している。料金収入は宿泊客数に比例することから、H29年から令和6年までの1人当たりの料金収入の平均額である7,300円に料金改定(25%)分の増加を見込み、前段で推計した宿泊客数に乗じて推計。

(3) 施設の見通し

本施設は、平成11年の改築以降30年近くが経過しており、指定管理者との役割分担を行いながら計画的に修繕を行っているが、全体的に施設・設備の老朽化が進んでいる。このため、令和8年度の建物外壁や屋根をはじめ、今後、必要な改修を精査の上、対応する予定としている。

(4) 組織の見通し

指定管理者による適切な職員の確保、配置を図る。

3. 経営の基本方針

- ・国民の健全なレクリエーションと健康増進に資することを目的として設置された理念に基づくほか、県内最大の観光地である高千穂峡に近接する宿泊施設であり、また、西臼杵郡内における唯一の大型ホールを有する施設であることから、地域活性化の拠点として地域に貢献できるよう、経営に努める。
- ・企業会計として経営の健全化を維持しつつ、適切な維持管理を実施する。
- ・施設利用の活性化と収益の増加を目指す。

4. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり
- (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	・計画期間内の収支の均衡を図る。 ・計画的な施設整備による施設の長寿命化
-----	---

健全な経営状況を維持するため、計画期間内の収支の均衡を図る。
施設の維持修繕については、「2. 将来の事業環境(3)施設の見通し」のとおり、令和8年度の建物外壁や屋根をはじめ、今後、必要な改修を精査の上、対応する予定としている。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	施設利用者増加による収入増加、支出改善を行い、一般会計からの繰入金を削減する。
-----	---

・今後も施設の老朽化に伴う修繕費等の施設の維持管理、運営費用の負担増も予想されることから、施設利用者の増加の取組により、収益的収入を増加させる。
・年度毎の施設の運営、維持管理費を含めた収益的支出は、利用料金収入などによる収益的収入で賄えるように努め、使用料収入で賄えない費用について、一般会計からの繰入れなどにより所要額を確保する。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

管理運営費については、施設の維持管理計画に基づいた長寿命化及び費用の平準化を図り、総費用の低減に努める。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民 間 活 用	指定管理者のノウハウ活用によるサービス向上、経費節減を図っていく。
投 資 の 適 正 化	施設の維持管理計画に基づいた長寿命化及び費用の平準化を図る。
そ の 他 の 取 組	なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

料 金	物価高騰等を踏まえ、公の施設に関する条例に定める基準額についても随時見直しを行う。
稼働率・利用者数	施設の管理運営状況や課題の把握・分析を行うとともに、稼働率の向上、利用者の増加及び収支の改善に向けた適切な指導助言を行い、指定管理者との連携をこれまで以上に図っていく。
企 業 債	企業債を発行する際は、将来に過度な負担を強いることがないように適切な管理を行う。
繰 入 金	財政部局と協議を重ね、適正な繰入額を維持する。
資産の有効活用等による 収入増加の取組	なし
そ の 他 の 取 組	なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委 託 料	指定管理者制度(利用料金制)を採用しているため、特筆すべき事項はない。
管 理 運 営 費	施設の維持管理計画に基づいた長寿命化及び費用の平準化を図り、総費用の低減に努める。
職 員 給 与 費	指定管理者制度を採用しているため、特筆すべき事項はない。
そ の 他 の 取 組	なし

5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	本施設は、本県を代表する観光地である高千穂においてコンベンション機能を有する唯一の宿泊施設であり、地元市、県北部など地域経済はもとより、北西の玄関口として県全体の観光への貢献の観点からも大変重要な役割を担っており、事業の意義は大きい。
公営企業として実施する必要性	本施設は、本県に誘客を図る上でも重要な施設であり、総合的な活用を図るため、また、施設が国定公園内の第一種及び第三種特別地域に立地し、建替時における規制上の観点からも、公営企業として事業を実施する必要がある。一方で観光を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、施設の運営のあり方などについて幅広い検討を行うこととする。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本経営戦略は、進捗状況等の評価・検証を行った上で、利用者や社会情勢の変化等を踏まえ、定期的に経営戦略や収支計画の改定の検討を行い、必要に応じて更新を行う。
---------------------	---

区 分		年 度	R5年度 (決 算)	R6年度 (決 算)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	364,294	395,268	409,460	429,636	450,413	473,364	496,720	506,529	516,535	526,741	537,151	547,769
		(1) 営 業 収 益 (B)	362,906	391,169	403,515	423,691	444,875	467,119	490,475	500,284	510,290	520,496	530,906	541,524
		ア 料 金 収 入	220,678	238,489	243,201	255,361	268,129	281,535	295,612	301,524	307,555	313,706	319,980	326,380
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他	142,228	152,680	160,314	168,330	176,746	185,583	194,863	198,760	202,735	206,790	210,926	215,144
		(2) 営 業 外 収 益	1,388	4,099	5,945	5,945	5,538	6,245	6,245	6,245	6,245	6,245	6,245	6,245
		ア 他 会 計 繰 入 金		2,259	4,287	4,287	3,117							
		イ そ の 他	1,388	1,840	1,658	1,658	2,421	6,245	6,245	6,245	6,245	6,245	6,245	6,245
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	365,272	405,231	417,387	429,173	445,444	462,414	480,120	487,310	494,624	502,057	510,619	517,307
		(1) 営 業 費 用	359,762	400,441	411,142	422,928	439,199	456,169	473,875	481,065	488,379	495,812	504,374	511,062
		ア 職 員 給 与 費	127,220	134,631	140,016	145,617	151,442	157,499	163,799	165,437	167,092	168,762	170,450	172,155
		ウ ち 退 職 手 当	△ 120											
		イ そ の 他	232,542	265,810	271,126	277,311	287,757	298,670	310,076	315,628	321,287	327,050	333,924	338,907
		(2) 営 業 外 費 用	5,510	4,790	6,245	6,245	6,245	6,245	6,245	6,245	6,245	6,245	6,245	6,245
		ア 支 払 利 息												
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 分														
イ そ の 他	5,510	4,790	6,245	6,245	6,245	6,245	6,245	6,245	6,245	6,245	6,245	6,245		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	△ 978	△ 9,963	△ 7,928	463	4,970	10,950	16,600	19,219	21,911	24,683	26,532	30,462		
資 本 的 収 支	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	23,355	12,466	26,180	290,539	78,027	316,004	190,070	79,935	83,869	78,989	186,848	78,989
		(1) 地 方 債		4,200	4,300	275,800	17,000	274,000	122,800					
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	21,700	6,610	20,582	14,739	61,027	40,914	60,907	67,922	69,237	61,665	166,752	57,044
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金												
		(6) 工 事 負 担 金												
	(7) そ の 他	1,655	1,656	1,298			1,090	6,363	12,013	14,632				

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度 区 分	R5年度 (決算)	R6年度 (決算)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	1,266	△ 15,127	△ 7,928	463	4,970	10,950	16,600	19,219	21,911	24,683	26,532	30,462
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	9,246	7,162	1,307	1,007	707							
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	10,512	△ 7,965	△ 6,621	1,470	5,677	10,950	16,600	19,219	21,911	24,683	26,532	30,462
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	7,368	1,307	1,007	707								
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	362,906	391,169	403,515	423,691	444,875	467,119	490,475	500,284	510,290	520,496	530,906	541,524
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)												

○他会計繰入金

年 度 区 分	R5年度 (決算)	R6年度 (決算)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度
収 益 的 収 支 分		2,259	4,287	4,287	3,117							
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金		2,259	4,287	4,287	3,117							
資 本 的 収 支 分	21,700	6,610	20,582	14,739	61,027	40,914	60,907	67,922	69,237	61,665	166,752	57,044
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	21,700	6,610	20,582	14,739	61,027	40,914	60,907	67,922	69,237	61,665	166,752	57,044
合 計	21,700	8,869	24,869	19,026	64,144	40,914	60,907	67,922	69,237	61,665	166,752	57,044

※ 端数処理により積み上げと合計額が一致しないものがある。